キャリアアップ助成金支給申請(短時間労働者労働時間延長コース)チェックリスト

R3.4.1以降延長を実施した場合

事 業 所 名【

- ・提出先は適用事業所住所を管轄するハローワークになります]
- ・申請内容について労働局より問い合わせ、調査等させていただく際にはご協力いただくようお願いいたします。
- ・様式は最新のものを使用してください。
- ・書類の訂正については、訂正印を押印してください。

〈提出期限の確認〉

		支給申請期限内の提出であること	週所定労働時間延長後、6カ月分の賃金(時間外手当等を含む)を支給した日の翌日から起算して2カ月以内であること
〈提出書類の確認〉			
チ	ェック	書類名	確認事項
1		キャリアアップ助成金支給申請書 (様式第3号)	□ 記入漏れがないこと(書き方等の詳細は第2面参照).。
2		短時間労働者労働時間延長コース内訳 (様式第3号 別添様式7)	□ 記入漏れがないこと(書き方等の詳細は第2面参照)。 人数が多い場合は継紙を使用すること。
3		支給要件確認申立書 (共通要領 様式第1号)	□ 記入漏れがないこと。
		支払方法・受取人住所届(未登録の場合に限る)	□ 記入漏れがないこと。
			□ 申請事業主が法人の場合は、法人名義の口座を記入してください。
4			□ 通帳の見開き1ページ目の写し等、口座番号が確認できるものの添付をお 願いします。
			□ インターネットバンクについては対応していない場合もあります。ゆうちょ銀□ 行は、「記号5桁 + 番号8桁」で記入してください。
5		キャリアアップ計画書(写)	□ 管轄労働局の認定を受けていること。□ 変更届を提出している場合、当該変更届((写)も添付してください。□ 計画書(写)、変更届(写)は表紙のみではなく、全ページ分のご提出をお願いします。
6		対象労働者の週所定労働時間の延長前及び延長後の雇 用契約書等(写)	□ 週所定労働時間の延長前及び延長後の契約内容、労働条件が確認できるもの(週所定労働時間が明確であること。)
7		対象労働者の賃金台帳(写)	週所定労働時間延長前6カ月及び延長後6カ月の賃金に係る分(週所定 □ 労働時間延長の適用を受けた日の前日から6か月前の日までの賃金に係る分及び当該適用を受けた日から6か月経過する日までの賃金に係る分)
8		対象労働者の出勤簿またはタイムカード(写)	□ 労働時間の明記されているものであること。
			□ 労働時間の延長前6カ月分及び延長後6カ月分
9		中小企業事業主であることを確認する書類	資本金の額により判断する場合は、登記事項証明書や会社概要パンフ レット等
			常時使用する労働者の数により判断する場合は、事業所確認票(様式第4号)
10		延長後6ヶ月分の賃金が支給されていることについての事 業主による対象労働者本人への確認書	□ 記入漏れがないこと。
生産性要件に係る支給申請の場合、追加書類は下記のとおりとなります。			
11	_	最新の生産性要件算定シート(共通要領様式2号~2-6号)及び財務諸表等の原本コピー (貸借対照表、損益計算書、販売費および一般管理費明細書、製造(売上)原価報告書など) ※1%以上6%未満の場合、裏面も印刷されている与信取引等に関する情報提供に係る承諾書(共通要領様式第3号)	
「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」 に規定される事業所の場合、追加書類は下記のとおりとなります。			
12		特定適用事業所該当通知書	該当する場合に限る ※公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年 金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)附則第17条に規定 する特定適用事業所に通知されるもの
13		任意特定適用事業所該当通知書	該当する場合に限る ※公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年 金法等の一部を改正する法律附則第17条第5項の申出をした事業所に交 付されるもの
対象労働者が外国人の場合、追加書類は下記のとおりとなります。			
14			
_			